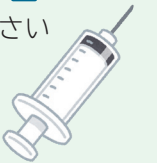


新型コロナウイルス
予防接種

時令和8年2月28日(土)まで
場市内実施医療機関
対市内在住で、接種日に次のど
ちらかを満たす方
①65歳以上
②60歳以上65歳未満で心
臓・腎臓・呼吸器・ヒト免
疫不全ウイルスによる免疫
の機能に障害がある（身体
障害者手帳1級程度）
¥4,600円 ※生活保護を受
けている世帯、または住民税
非課税世帯の方は無料（証明
書類が必要）
持健康手帳または予防接種記録
カード
申電話などで実施医療機関へ
他事前に申請すると、市外の医
療機関でも予防接種を受ける
ことができます（県内に限
る）。詳しくは、ID2283
で確認してください
※接種後の申請
はできません



11月10日～16日はアルコール関連問題啓発週間

アルコールに関連する問題は、アルコー
ル依存症、がんなどの臓器障害、鬱、自殺、
未成年者の飲酒による心身への影響、妊婦
の飲酒による胎児への影響などがあり、飲
み過ぎなどの不適切な飲酒は、本人の健康
だけでなく周りの人にも深刻な影響を与え
る恐れがあります。
お悩みの方は下表の電話相談などを利用してください。



相談先	電話番号	時間（平日のみ）
県精神保健福祉センター	052-951-5015	午前9時～正午・午後1時～4時30分
県清須保健所	052-401-2100	
健康推進課	21-2300	午前8時30分～午後5時

健康教室を開催します

時11月19日(水)、午後2時～3時
場市民病院講堂
内「糖尿病があっても健康に暮らす」を
テーマとした講話
講糖尿病看護認定看護師
他動きやすい服装で参加してください
問市民病院 ☎32-2111



ひきこもり家族教室

時11月21日(金)、午後2時～4時
場清須市春日老人福祉センター
大集会室（清須市春日）
対稲沢市、清須市、北名古屋市、
豊山町に在住のひきこもり状
態にある方の家族
定15人（先着）
内当事者の体験談、家族交流会
申11月4日(火)～19日(水)に、氏
名（フリガナ）・続柄・居住
市町名・電話番号、ひきこ
もり状態にある方の年齢を
記入の上、電話（☎052-
401-2100）またはEメー
ル（kiyosu-hc@pref.aichi.
lg.jp）で県清須保健所へ
他Eメールの申し込みは、件名
に「ひきこもり家族教室」と
記入。1週間以内に申込確認
メールを送付
します



精神障害者家族教室

時12月19日(金)、午後2時～4時
場清須市春日老人福祉センター大集会室（清須市春日）
対稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町に在住の精神障害のある方の
家族
定30人（先着）
内自分らしく生活するための福祉サービスについての講演、ミニ交流会
申11月4日(火)～12月12日(金)に、氏名（フリガナ）・続柄・居住市町
名・電話番号、精神障害のある方の年齢・診断名を記入の上、電話
（☎052-401-2100）またはEメール（kiyosu-hc@pref.aichi.
lg.jp）で県清須保健所へ
他Eメールの申し込みは、件名に「精神障害者家族教室」と記入。1週
間以内に申込確認メールを送付します

市民病院ニュース 最新号のお知らせ

問市民病院 ☎32-2111

市民病院では、毎月1回「市民病院ニュース」
を発行しています。第102号の内容は「世界
糖尿病デー」です。

市民病院のホームページ
でも公開しています



各種相談・教室

※全て無料。祝休日を除く

名称	日時	場所	内容	その他
健康相談	水曜、午前9時～11時	保健センター	保健師による相談	母子健康手帳・健康手帳のある方は持参。予約不要
	火曜、午前9時～11時	保健センター祖父江支所		
食生活相談	随時	保健センター	栄養士による相談	電話予約が必要
医師健康相談	11月17日(月)、午後1時30分～3時		医師による相談	11月10日(月)までに電話予約が必要

名称	日時	場所	対象	内容
離乳食教室	12月2日(火) 午前10時15分～正午	保健センター	5～6カ月の 子を持つ方	離乳食に関する講話・実演 定25人（先着） 持母子健康手帳、筆記用具 ※赤ちゃん連れの方は、おんぶひも・抱っこひもが必要 申11月4日(火)～25日(火)に、ID2319を確認の上、申込フォームまたは電話で健康推進課へ
すくすく広場 (身体計測の日)	12月3日(水) 午前9時30分～11時		市内在住の の乳幼児	保護者による身体計測、子育てネットワーカーによる親子遊び 持母子健康手帳
ママパパ教室	12月15日(月) 午前9時30分～11時30分		妊娠8カ月 までの妊婦 と家族	妊娠中の生活・栄養・歯科保健・保育の話、妊婦体験 定40人（先着） 持母子健康手帳、筆記用具 申11月6日(水)～12月8日(月)に、ID2316を確認の上、申込フォームまたは電話で健康推進課へ

予防接種健康被害救済制度について

ID2272

予防接種は感染症を予防するために重要な
ものですが、極めてまれに健康被害が起こるこ
とがあります。万が一、定期接種による副反応
で医療機関での治療が必要になったり、生活に
支障が出るような障害を残すなどの健康被害
が起きたりした場合は、「予防接種健康被害救
済制度」により給付を受けることができます。

申予防接種を受けたときに住
民票を登録していた市町村
に、健康被害を受けた方ま
たはその家族が、予防接種
を受ける前後のカルテなど
を提出

他必要書類など、詳しくは問い合わせてください



申請から認定・支給までの流れ

提出資料を元に、市
町村、厚生労働省が
必要書類などの確認

資料に基づき、予防接種・感染症・法律
などの専門家で構成される疾病・障害認
定審査会で因果関係を判断

審査結果により
市町村から支給
の可否を通知